

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

一	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）	（抄）	1
二	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）	（抄）	2

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

一 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）

（特定施設等の設置の届出）

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 特定施設の種類
 - 四 特定施設の構造
 - 五 特定施設の設備
 - 六 特定施設の使用の方法
 - 七 汚水等の処理の方法
 - 八 排水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 2 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一〜八（略）
- 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 - 三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造
 - 四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備
 - 五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法

六 その他環境省令で定める事項

(報告及び検査)

第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 5 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

二 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号) (抄)

(報告及び検査)

第八條 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態及び量(指定地域内の特定事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)、特定地下浸透水の浸透の方法並びに法第五條第一項第八号及び同條第二項第八号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、当該特定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3 第一項の規定による報告及び前項の規定による検査は、法第二十三條第二項に規定する特定施設に関しては、法第十三條第一項若しくは第三項、第十三條の二第一項、第十四條の三第一項若しくは第二項、第十八條又は第二十三條第四項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合に行うものとする。

4 法第二十二條第二項の政令で定める者は、別表第四に掲げる施設を設置する者とする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務

二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

三 法第九条第二項の規定による同条第一項の期間の短縮に関する事務

四 法第十三条の三の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

五 法第十五条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務

六 法第十七条の規定による公表に関する事務

七 法第二十二条第一項及び第二項の規定による報告の徴収並びに同条第一項の規定による立入検査に関する事務

八 法第二十三条第三項及び第五項の規定による通知の受理に関する事務

九 法第二十三条第四項の規定による要請に関する事務

十 法第二十三条第六項の規定による協議に関する事務

十一 法第二十四条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第三項の規定による意見の聴取に関する事務